

# 日本語指導が必要な外国人生徒への進路支援と課題 —兵庫県の公立高校入試の外国人特別枠制度と帰国生推薦入試—

辻本 久夫

キーワード 高校入試 帰国生徒 外国人生徒 入試特別枠 入試特別措置 兵庫県教育委員会  
文部科学省 日本語指導が必要な児童生徒

## 1. はじめに

1970年代頃から日本の学校は少しずつ変化し始めた。それは第2次大戦中より在住していた朝鮮半島や台湾・中国出身者の子孫の子どものほかに、中国残留孤児・婦人たち家族（以下、中国帰国者）の帰国に伴って来日した子どもたちと、ベトナム戦争終了後に受け入れたインドシナ難民の子どもたちである。また、1980年代より海外帰国生が急増し、かつ広域化が進んだ。そして、教育問題や社会問題として顕著化した<sup>1</sup>。

1990年代以降、経済のグローバル化やそれに対応する1989年の「入管法」の改定などにより、

2000年以降の在留外国人登録者数は、1990年代と比べるとほぼ5割の増加となった。日本の学校では、中国帰国者やインドシナ難民、企業や官公庁の海外勤務の帰国者、ブラジル等の日系人などの日本語を母語としない子どもたちが増加した。また、国際結婚の増加による「ダブル<sup>2</sup>」の子どもも増加している。この子どもたちは、「ニューカマー」の子どもや「渡日生」、また在日コリアン<sup>3</sup>等の子どもたちも含めて「外国にルーツをもつ（ある）子ども<sup>4</sup>」とも呼ばれている。

在日期间が長期化するにつれて、この子どもたちを取り巻く課題は、日本語学習だけでなく、学力保障や義務教育終了後の進路保障、社会問題へ

- 
- 1 佐藤郡衛（1995）『転換期にたつ帰国子女教育』多賀出版
  - 2 ダブル：国際結婚で生まれる子どものこと。「ハーフ」という表現に代わって使われるようになった。「半分＝ハーフ」より「倍＝ダブル」の方がいいと言われる。戦後直後は「混血児」や「混血」、「あいのこ」という言葉が使われた。
  - 3 在日コリアン：この表現以外に「在日韓国朝鮮人」「在日韓国人」「在日朝鮮人」と表記する人もいるが、筆者は、長期に日本に永住しているため、韓国や朝鮮を使わず、「在日コリアン」を使う。
  - 4 外国にルーツをもつ子ども：おおむね、「両親または親のどちらか一方が、外国出身者である子ども」のことをあらわす。外国籍の子どもたちはもちろん、日本国籍（または日本と外国の二重国籍）を持つ、いわゆる「ハーフ」「ダブル」の子どもたちに加え、難民2世など、何らかの理由により無国籍状態にある子どもたちを包括して指す言葉である。つい先日来日したばかりという子どもも、日本で生まれ育ち、日本以外の国には（まだ）行ったことがないという子どもも含まれる。

と拡大していった<sup>5</sup>。

外国人生徒が日本の公立高校進学をめざす場合、日本語能力の不充分さなどにより全日制公立高校に合格できず、夜間定時制高校か私立高校に進学することが多くある。中国帰国者を含め、ベトナム人やニューカマーの子どもの全日制公立への高校進学率は低かった<sup>6</sup>。市政や教育分野で取り組みが進んでいる外国人集住都市会議の2012年3月外国人高校卒業生調査では全日制高校進学(私立高校含む)は約52.8%である<sup>7</sup>。一方、兵庫県での国籍別外国籍生徒の国公立全日制高校進学率(2009年度から2012年度の平均)は、ベトナム45.9%、ブラジル33.3%、フィリピン24.1%である<sup>8</sup>。

日本語能力の不充分さを支援するため、公立高校入試で特別配慮が行われるようになった。この配慮には「特別措置」と「特別入学枠」の二つの支援制度がある。「特別措置」は時間延長やルビ打ちといった措置で、試験問題は他生徒と同じ内容である。「特別枠制度<sup>9</sup>」は募集定員に帰国生徒や中国帰国生徒、外国人生徒のために特別枠定員を設け、選抜入学試験の検査科目を2科目程度に精選して、受入校や生徒受入数を決めている制度である。この「特別枠」募集生徒数も二つの実施形態がある。特別枠受入数を募集定員の中を含める場合(定員内募集)と、受入数を募集定員外

に設定している場合(定員外募集)である。わかりやすく言えば、A高校の生徒募集定員が200人で特別枠受入数が5人とする、定員内募集5人であれば、特別枠生徒5人とほか195人が合格する。定員外5人とする、合格者は200人と特別枠生徒5人で、205人が入学することになる。この「特別配慮」は海外帰国生徒から始まり、中国帰国生、インドシナ難民生徒、外国人生徒にも適用されるようになった。このような特別枠制度は、「マイノリティの子どもへの「ポジティブ・アクション<sup>10</sup>」」と言われている。

高校入試の選抜制度は、文科省が受け入れを推奨しても、高校は義務教育でないため、自治体によって違いが生じている。つまり「特別措置」や「特別枠」を設ける自治体と設けない自治体との格差が生まれた。しかも「特別措置」や「特別枠」の内容も自治体によって違う。母国語の辞書を検査時に持ち込める措置や、応募資格が来日6年以内などである。兵庫県は2000年度から日本語支援が必要で希望する生徒に「特別措置」(事前申請によるルビ付きと時間延長10分)を実施し、15年後の2016年度より「特別枠選抜」を実施した。当初3年間は、県立3校(全日制普通科1校・総合学科2校)でモデル実施を行い、2019年度より総合学科2校を追加して、計5校で本格実施を行っている。

5 辻本久夫(2012)「外国人の子どもにかかわる教育施策の動向」『関西学院大学 人権研究』第16号

6 太田晴雄(2000)『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院

7 外国人集住都市会議会員都市調査(2012年3月卒業生):会員都市の公立中学校を卒業した外国人生徒対象(特別永住者を除き、家庭で日本語以外の言語を使用している等で、二重国籍、中国帰国者、日本国籍を有する生徒も対象)。有効回答1010。外国人集住都市会議は、日本国内で外国人が多く住む自治体が参加する組織で2001年5月に設立。2018年4月現在、15市が加盟。

8 辻本久夫(2015)『未来ひょうご すべての子どもが輝くために』第2部第1章兵庫県の現状より

9 「特別枠」は、都道府県によって入試選抜要綱での名称は違う。兵庫県では「外国人生徒にかかわる特別枠選抜」、神奈川県は「海外帰国生徒特別募集」「在県外国人等特別募集」「中国帰国生枠」である。大阪府は「日本語指導が必要な帰国生徒、外国人生徒入学者選抜」「海外から帰国した生徒の入学者選抜」などである。

10 ポジティブ・アクション(positive action)とは、女子差別撤廃条約批准に伴ってつくられた国内法「男女共同参画社会基本法」で女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つとして使われている。大辞林では、少数民族・女性・障害者などに対する社会的差別を是正するために、雇用や高等教育などにおいて、それらの人々を積極的に登用・選抜すること。具体的には、特別枠や優遇措置を設けることをいう。積極的差別撤廃措置。

本研究では、兵庫県公立高校入学試験での外国人特別選抜と海外帰国生推薦入試の経過と現状および課題をまとめてみた。

なお、本研究ノートは、筆者が兵庫県在日外国人教育研究協議会発行の「家庭と保育所・学校園、地域を結ぶ在日外国人教育情報誌『ともに』」に2015年11月（第108号）以降に寄稿として掲載したものを加筆、編集したものである。

## 2. 日本の多民族化—増加する外国人—

### 2-1 毎年過去最高人数が続く在留外国人

在日外国人といえば、1960年前なら在日コリアン（約9割）と華僑（約1割弱）であったが、近年はそうではない。「ニューカマー」と呼ばれる多様な背景を持つ外国人が在住し、日本の学校に通う子どもが増加している。在留資格や国籍も多様となった。日本語を母語としない人には、外国籍以外に重国籍や日本国籍の人もいる。

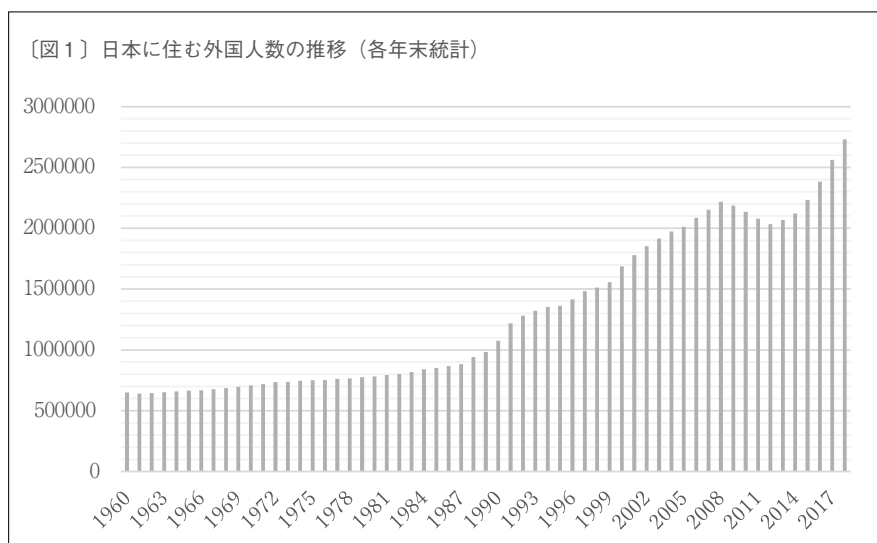
在留外国人数でいえば、1960年12月末では650,566人であったが、2019年6月には2,829,416人となっている。近年、毎年「過去最高」が続いている。在留外国人（旧登録外国人）数の推移を見ると、外国人は1998年末の151万人から2018年末の273万人へと20年で1.8倍となっている。特に90年代からの増加が目立っている。

### 2-2 旧植民地出身者の減少

1980年代まで主流であった在日コリアンや華僑には、旧植民地出身者が多く、そのため「特別永住」の在留資格を持つ外国人である。1960年の在留外国人のうち、韓国・朝鮮<sup>11</sup>の割合は89.2%で、長く在留外国人のトップを占めていた。

1980年代後半までの在日コリアンは約60万人で、ほぼ一定という状況であった。

近年、高齢化と日本人との結婚、日本国籍取得（帰化）等により、韓国・朝鮮<sup>11</sup>の在留人口は年々減少を続けている。2007年末以降には、首位が



11 「韓国・朝鮮」について、2011年末の統計までは、「韓国・朝鮮」として計上していたが、2012年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」に分けて計上されている。また、「中国」についても「台湾」と「中国」に分けて計上されている。

中国となった。

在留資格で見ると、韓国と朝鮮の国籍等のうち、特別永住は減少しているが、ニューカマーとなる「永住」「留学」等では増加している。韓国・朝鮮のうち特別永住である在日コリアンは、1998年末の53万人から2018年末の32万人へと21万人の減少である。特別永住以外の韓国は同時期に11万人から16万人へと5万人増加した。

### 2-3 「ニューカマー」の増加

今や在住外国人のおおむね7割以上を占める「ニューカマー」の人たちを年代で見ると、まず1980年代からの中国帰国者やインドシナ難民があげられる。中国帰国者は、敗戦後も日本に帰国できず中国に残らざるを得なかった人たちである。「インドシナ難民」は、ベトナム戦争終了後、日本政府の難民条約批准による受け入れにより在住することができた人たちである。

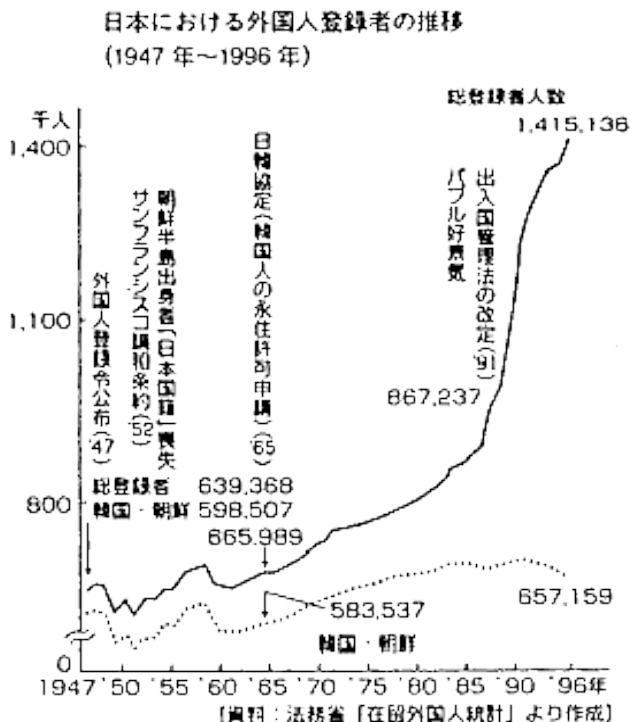
そして、1990年の入管法改定以降の日系ブラジル人、日系ペルー人らの来日がある。人手不足に直面していた政府は、経済界の要請で、どんな仕事にも就ける「定住」ビザを日系人に新設した(インドシナ難民にも定住ビザを適用)。そのほか、「留学生30万人計画(2008年7月公表)」「外国人技能実習制度(2016年11月公布)」の新設なども増加の要因である。

そのため、在留外国人数は1990年に100万人を突破し、1992年末の128万人から2012年末の203万人まで、20年間で6割の増加となった。この間に2009年のリーマンショック後の不況や2011年の東日本大震災によりブラジル人の減少率が高くなるが、一方、中国の増加数が目立つようになった。そのため2007年以降の在住外国人のトップは、それまでの韓国朝鮮から中国に入れ替わった。

### 2-4 国際結婚の増加

厚生労働省の「人口動態統計」を見ると、国際化、グローバル化の進展に伴い、国際結婚は増加している。日本人と外国人の結婚は、1960年代には4~5千件であったが、1980年代、特にその後半から急増し始め、1983年に1万件、1989年に2万件、1999年に3万件、そして2005年は4万件を超えた。ところが2006年の4.47万人をピーク(全婚姻件数のうち、約16組に1組が国際結婚)に、それ以後は減少した。しかし、2016年(2万1180組)からはわずかだが増加傾向になった。2017年の国際結婚は2万1457

〔図2〕日本における外国人登録者の推移(1998年 京大ユニセフクラブ作成)



組で増加した。

婚姻数全体に占める国際結婚の比率は大きく上昇した。国際結婚が多くなるに伴って、外国人との離婚も増加し、2009年には離婚件数全体の7.7%となった。

国際結婚の内容では、日本人女性が外国人を夫にする場合と、日本人男性が外国人を妻にする場合とがある。1974年までは「夫が外国人」が上回っていたが、75年からは、現在まで、「妻が外国人」が「夫が外国人」の2～4倍となっている。2011年以降は、「妻が外国人」が減少した。

2017年人口動態調査<sup>12</sup>によると、「妻が外国人」の場合の女性の国籍は、中国が35%で最も多く、次いでフィリピン（24%）、韓国・朝鮮（12%）、タイ（7%）、そのほか（22%）と続く。「夫が外国人」の場合の男性の国籍は、韓国・朝鮮（26%）、米国（16%）、中国（12%）、ブラジル（5%）、英国（3%）、そのほか（38%）である。

2017年に国際結婚夫婦の間に生まれた子どもは1万8079人である。この子どもたちの多くは、父母の両国籍を持つことが多いが、日本だけや外国だけの場合もある。この子どもたちも日本語学習支援が必要な場合が多い。

このように日本は外国人急増の時代となった。1960年代以降に来日した外国人の多くは「永住」「定住」「配偶者等」「留学生」「技能実習生」「家族滞在」「高度専門職」など、多種多様な在留資格を持つ。そして、2019年4月からは新たに「特定技能」も創設された。

### 3. 国際条約と多様化する子ども支援

#### 3-1 国際人権に関する条約批准

政府は世界の潮流から、1970年代以降に国際人権規約批准（1979年）、難民条約批准（1981年）、女性差別撤廃条約批准（1985年）、「子どもの権利条約」批准（1994年）、人種差別撤廃条約批准（1995年）、人権教育のための国連10年政府推進本部設置（1995年）と世界の人権条約の批准を行った。これらの国際条約批准は、日本国内の外国人の人権向上や子どもの教育権を保障していく原動力ともなった。

自治体では、部落差別撤廃運動や市民運動の要請を受け、在日コリアンや在日外国人への差別待遇撤廃が始まった。福祉（児童手当、生活保護ほか）・教育（公立学校編入学、民族文化等の保障など）・公営住宅入居・自治体職員、公立学校教員などでの申請（応募）資格の「日本国籍者に限る」という国籍条項の撤廃をした。その他、民族学校への助成や、高校や私立大学への受験資格も認められた。「ニューカマー」外国人には住民サービスの改善や日本語学習支援等も始めた。

#### 3-2 多様な子どもの入学と編入の増加

1970年代頃から日本の学校は少しずつ変化し始めた。オールドカマーの子どもほかに、中国帰国者とインドシナ難民である。法改正により、1990年以降のブラジル人やペルー人など日系人の子どもと海外帰国児童生徒の増加がある。また、国際結婚の増加により、「ダブル<sup>13</sup>」の子ども増加もある（図3、図4、図5を参照）。

日本の学校は、中国帰国者やインドシナ難民、企業や官公庁の海外勤務の帰国者、ブラジル等の日系人などの日本語を母語としない子どもが多く在籍するようになり、「学校の国際化」とか「教室の国際化」とメディアで紹介されることが多く

12 厚生労働省 2017年人口動態調査（2018年9月7日発表）

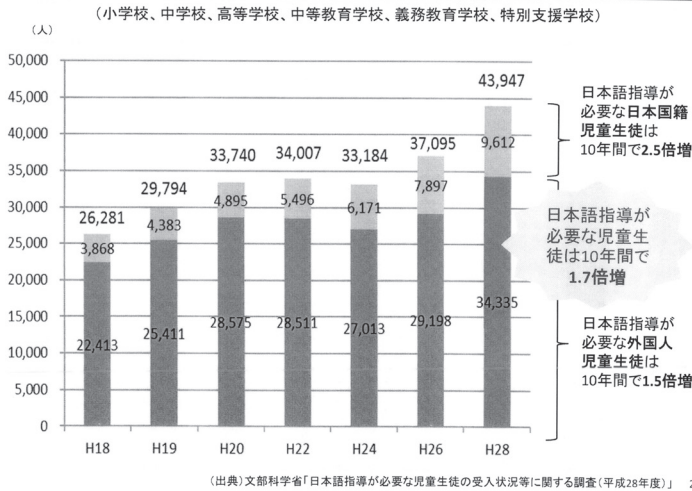
13 ダブル：両親または親のどちらか一方が、外国出身者である子どものことをあらわす。外国籍と日本国籍を持つ場合が多い（日本と外国の二重国籍）。また、日本国籍か外国籍だけの場合もある。また「ハーフ」ともいわれる。文部科学省の統計調査では、日本国籍をもつダブルの子どもは、日本国籍者として扱っている。

なった。ブラジル人が集住する愛知県豊田市の保見団地は、2018年現在で団地内に住む住民の約55%を外国人が占めるようになり、地域の豊田市

立保見小学校では在籍児童の約70%が外国籍という状況も出現している<sup>14</sup>。

〔図3〕

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

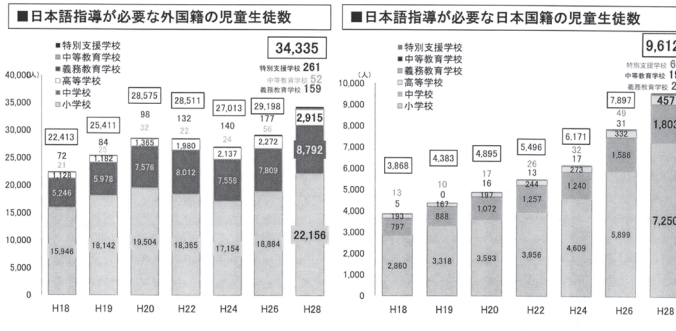


15

〔図4〕

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

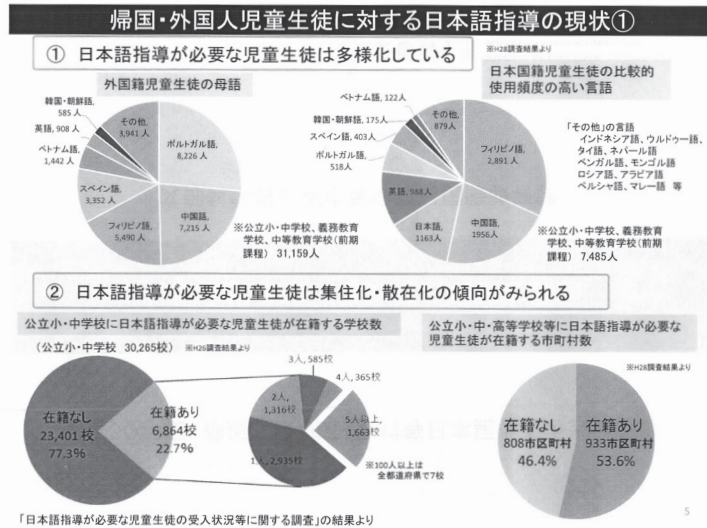
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者<sup>(※)</sup>で34,335人(17.6%増)であり、前回調査より5,137人増加し、日本国籍の者は9,612人(21.7%増)であり、前回調査より1,715人増加した。  
※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は60,119人(9.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は42.8%となっている。



14 豊田市外国人データ集、豊田市立西保見小学校学校紹介

15 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」この調査は、1991年より開始し、2010年度調査まで9月1日現在で行っていたが、2012年度調査より5月1日現在に改め、2年ごとの調査となった。この調査において「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。(「同調査の結果について」より)

〔図5〕



(2018年度 都道府県・市区町等日本語教育担当者研修資料「外国人児童生徒等の現状と課題」(文部科学省初等中等教育局国際教育課作成))

### 3-3 学校の苦悩と地域団体の支援

教室では、それまで当たり前だと思われていた日本語の授業を理解できない子どもが増え、学校不適応が生じていた。子どもたちの不登校、「荒れ」などが顕著となった。東京での中国帰国2世による「浦安事件(チャイニーズドラゴン)」(1989年)は日本社会に大きな衝撃を与えた<sup>16</sup>。また、外国人の子どもの不就学の増加も大きな教育課題となった<sup>17</sup>。

教員たちは、教職員組合や人権教育の研究会等で、その指導方法や進路課題などを報告協議して解決方法を模索していた。1980年代より自治体の在日外国人教育方針(指針)策定や教材づくりなどが各地で行われた。人権教育団体のほかに帰国子女教育、外国人教育、日本語教育などの研究協議会も誕生し、教材研究や授業研究、進路指導

などの情報交換を進めた。地域では日本語学習ボランティア団体なども誕生し、公民館等で支援が始められた。

一方、中国帰国者定着促進センター(1984年2月開設、中国帰国者支援・交流センター(首都圏センター)に統合)は、中国帰国者のための日本語教材等の作成から高校や大学の進路情報提供等を行った。難民事業本部(1979年11月発足)はインドシナ難民の子どものための教材づくり等を進めた。

### 3-4 兵庫県内の外国にルーツを持つ子どもの状況と日本語支援

敗戦後、他地域と違って関西では、「オールドカマー」といわれる多数の在日コリアン等が住んでいた。2007年以降、日本全体では多くの都道

16 辻本久夫(2015)「兵庫県における日本語支援が必要な子どもたちの進路」『関西学院大学 人権研究』第19号

17 日本に住む義務教育相当年齢の外国籍児が、国公私立学校や外国人学校にも在籍していない状況を不就学という。

府県では中国が首位を占めているが、大阪府や兵庫県、京都府では2017年現在も韓国が首位を占めている。そのため、関西では、朝鮮学校や中華学校等に通う子どもたちもいるが、公立学校に通う子どもも多い。

1970年代からは中国帰国者が国内の各地に住住をはじめ、1975年に神戸市や伊丹市、明石市などの公営住宅への居住が進み、中国帰国者の定住生活が始まった。その校区の小学校には専任講師が配置され、日本語教室が設置された<sup>18</sup>。

また、1979年12月にはインドシナ難民の全国初の受け入れ施設として、姫路市北部に姫路定住促進センターが開所された(1996年3月閉所)。そこでは多くのベトナム人難民と少数のラオス人難民が6か月間の生活訓練や日本語学習を受けた。ベトナム人等の子どもは校区の小中学校に編入した。6か月後には、紹介された仕事と住居のために、姫路市内や神戸市長田区、尼崎市、八尾市などに転居し、子どもも移動した市町の小中学校に編入した。こうしてインドシナ難民は広域化した。

そのため1990年代より県内市町の公民館や国際交流協会、市民グループ等による日本語教室が開設された(2000年までの日本語教室:13国際交流協会、7公民館、23法人・市民団体)。教室はほとんどがおとなを対象にしており、子どもへの日本語や教育学習支援の場所は大変少ない(2017年度成人対象教室100、子ども日本語教室40、子ども教科支援教室16)<sup>19</sup>。

#### 4. 特別枠制度の始まりと広がり

##### 4-1 文部科学省の海外帰国生への支援

文部科学省の日本語支援が必要な子ども支援施

策は、旧文部省時代の帰国子女教育から始まる。江溯(1986)は、1955年代が帰国子女教育の創成期とする。旧文部省は1964年に初の帰国生調査を行う。海外帰国生は1980年代に急増し、しかも多様化、広域化した。帰国生の日本語等の教育支援方法が、1980年代より増加していく中国帰国者やインドシナ難民の子どもたちへの学校での日本語指導や学級での配慮等につながっていった。

文科省は日本語学習支援が必要な子どもたちへの事業として、在籍調査(1991年度より)、日本語学習教材作成、日本語教育の開発、日本語学習支援教員加配などを行う。都道府県は1985年頃より独自の支援事業として、母語がわかるサポーターの学校派遣、学校内日本語教室等を始めた。

しかしながら、日本語を母語としない子どもにとっては日本の学校での勉強は難しく、また、いじめ等の問題も生じ、不就学、不登校の子どもが増加した。

帰国生では、小中学校での学校適応のほかに、高校での受け入れ問題が顕著化した。特に公立高校での受け入れ拡大が必要とされ、1986年、旧文部省は都道府県に帰国生への公立高校入試で特別の便宜(定員の枠、受験教科の配慮、選抜時期の配慮等)を図るよう勧めた。

しかし、佐藤(2009)は、政府の教育政策を対処療法的な施策で、国内法の整備が遅れ、統合政策の視点が不十分と指摘する<sup>20</sup>。

中国帰国生徒、ベトナム人・ラオス人(インドシナ難民)の子どもたちの学校不適応、長期欠席が大きな教育課題となった。義務教育学校での生活をクリアした子どもには、次に日本語による高校入試が壁となっていた。この間、「ニューカマー」の子どもが進学率の低さが指摘されてきた。高校

18 神戸市と明石市にまたがる明舞台地にある神戸市立神陵台小学校には「童童(トントン)教室」、近くの明石市立松ヶ丘小学校には「蘭蘭(ランラン)学級」の中国語教室がつくられた。1972年～2008年に兵庫県に在住を始めた帰国者は142世帯、459人である。

19 辻本久夫(2017)「芦屋の日本語学習支援教室からみた兵庫県の状況」『ひょうご部落解放』第165・166合併号

20 佐藤郡衛(2009)「日本における外国人教育政策の現状と課題」『移民政策研究』創刊号



にも行けず、就職もできない生徒の進路が大きな教育課題となった<sup>21</sup>。

#### 4-2 海外帰国生への特別枠設置の文部省通知

外国人特別枠制度（特別枠試験）は、資料1「旧文部省通知」にみられるように、帰国生徒（「帰国子女」）の入学配慮から始まると言える。

旧文部省は、1984年通知で、帰国子女に対する高等学校教育の機会の確保のために、「帰国子女については、あらかじめ入学定員の一定枠を設けたり、（略）選抜の時期、選抜の方法、学力検査等について可能な限り弾力的な取扱いをすることが望ましい」と明文化した。

4年後の1988年10月には、通知「高等学校における帰国子女の編入学の機会拡大について」を出して、「これらの者に係る編入学許可の特別定員枠を設定するなど、適切な配慮を行うことが望ましいこと」と具体的な内容を説明した。

このように、旧文部省は帰国生徒の公立高校入試で特別の便宜（配慮、特別措置）を図ることを自治体に通知した。そのため、自治体は独自施策として入学定員に一定の枠設置、受験教科の配慮などを実施した。

この「帰国子女」の公立高校入試の特別配慮は、中国帰国生徒の高校入試の困難さが注目されるようになり、いくつかの自治体が「帰国子女」の配慮を中国帰国生徒に適用するようになって、今に至る<sup>22</sup>。

扱いをするなどの配慮を行うとともに、選抜の時期、選抜の方法、学力検査等について、可能な限り弾力的な取扱いをすることが望ましい。

なお、諸外国の学校の学期の始期、終期の違いにより、学年の途中で帰国する帰国子女については、一般の出願者とは別に、早期に入学者選抜を行い、あらかじめ入学許可の内定を行うことも考えられる。

高等学校における帰国子女の編入学の機会拡大について

(1988年10月8日、文部省初等中等教育局長通知第280号)

前文(省略)1(省略)

#### 2. 編入学者のための特別定員枠の設定について

帰国子女については、保護者の転勤というやむを得ない事情が多いことにかんがみ、その編入学希望に可能な限り応じられるよう、例えば、これらの者に係る編入学許可の特別定員枠を設定するなど、適切な配慮を行うことが望ましいこと。

中国帰国生徒の社会適応、高校進学の高さが社会問題となり、帰国者団体が日本弁護士会に改善要望書を出したことによって、東京弁護士会が東京都知事に要望書を出し、32年前に東京都で全国初といえる中国帰国者の全日制公立高校受け入れ（2校、30人）が行われ（1986年）、翌年より他の自治体に広がった（表1参照）。

#### 〔資料1〕

公立高等学校の入学者選抜について  
(1984年7月20日、文部省初等中等教育局長通知第283号)

前文(省略)1～8、10～12(省略)

9. 帰国子女については、あらかじめ入学定員の一定枠を設けたり、通学区域について弾力的な

#### 〔表1〕中国帰国生徒等の特別入学枠の流れ

1986年：文部省通知「高等学校での帰国子女のための特別定員枠の設定」  
東京都、全国初、都立高校で中国帰国者の受入れ（2校、計30人）  
1987年：神奈川、長野、福岡県でも実施

21 安達智史（2012）「ニューカマーの子どもたちと学校適応」『社会学年報』No.41

22 安場 淳（2002）「各都道府県による“中国帰国生徒・外国人生徒”の進学保障の現状」

1988年：京都府、中国帰国者の特別措置を発表  
 1989年：大阪府、中国帰国者の入試の時間延長（1.3倍）  
 1990年：大阪府、ベトナム人にも時間延長。日中等辞典持込。  
 ：奈良県、中国帰国者に特例入試（3教科と面接）  
 1995年：大阪府、検査問題文にルビ。  
 神奈川県、外国人特別枠設置。  
 1996年：大阪府、一部の学科で母語作文（小論文）を認める。  
 ：京都府、中国帰国者の特別枠を設置。  
 1998年：奈良県、在日3年以内の外国人の特例入試を実施（2校）  
 1999年：奈良県、特例入試実施校を1校追加する（計3校）  
 ：京都府、特別入学者選抜に改称、別日程で国語、数学、英語と面接を実施。  
 2000年：大阪府、作文等のタイトルなどについて母語表記を行う。  
 2001年：大阪府、「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」を発表。新設全日制2校で特別枠設定。検査は作文（母語可）、数学、英語  
 2002年：愛知県、県立3校で外国籍特別枠が導入される。計10名合格。  
 2003年：長崎県、特例措置発表（中国帰国、外国籍生徒の受検を作文と面接のみ）既に九州他県では、辞書持込と時間延長は実施済。

この中国帰国生徒の入試上での配慮は、国公立大学と私立大学にも広がり、大学での「中国帰国者等の入学特別選抜」も始まった（1987年）<sup>23</sup>。（巻末資料「2020年度に中国帰国・外国人・帰国

生徒特別入学制度がある大学」を参照いただきたい。）

そして、日本語支援が必要なインドシナ難民や日系ブラジル人などにも適用される「公立高校入試の外国人特別枠制度」へと発展する。2018年度現在、兵庫県を含め、21都府県と4政令都市が「外国人特別枠制度」を実施している。選考方法等は各自治体の施策であるため、試験科目、受入数、対象生徒などが各都府県で違っている。

#### 4-3 文科省の特別枠の推奨

##### ①特別枠制度の紹介

2015年の文部科学省ホームページに、有識者会議<sup>24</sup>の配布資料の一部が公開されている。その中で高校入試での特別枠制度を扱ったものを資料として掲載した。

一つは、「高等学校における受入れ」で、2015年度の「帰国生徒」と「外国人生徒」の特別定員枠を設定している自治体を紹介している。「帰国生徒」は16都道府県、「外国人生徒」は12都道府県が実施している（資料2）。

##### ②学科検査

もう一つは、特別枠を設定する学科検査等の紹介である。「平成28年度高等学校入学者選抜における外国人生徒の入学定員枠の実施方法」として、学力検査教科等、出願資格、受検時における配慮が紹介されている（資料3）。

検査内容も多様である。学力検査では、国語・数学・英語が多い。教科の学力検査をしない自治体もある。出願資格では、来日3年以内が多いが、もっと引き下げて、小学校3、4年頃の来日としている自治体も多い。また、作文では母語での提出も認めている自治体もある。

この2015年度の文部科学省調査時点では、兵

23 辻本久夫（2012）「外国人の子どもに関する教育施策の動向」『関西学院大学 人権研究』第16号

24 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」第6回配布資料（2015（平成27）年11月5日～）

〔資料2〕

高等学校における受入れ

公立高等学校の入学選抜における、**帰国生徒の特別定員枠の設定**  
 →16都道府県で設定  
 (北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川県、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、奈良、岡山、広島)

公立高等学校の入学選抜における、**外国人生徒の特別定員枠の設定**  
 →12都道府県で設定  
 (北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川県、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、奈良)

参考：文部科学省「平成27年度高等学校入学選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について(通知) 平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大  
 (1)編入学の出願資格について  
 帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm)

兵庫県は「特別措置」だけで、「特別枠」を実施していなかったため、兵庫県は掲載されていない。

4-4 都道府県の「特別配慮」の違い

表2は、中国帰国者定着推進センターが毎年作成している「都道府県立高校における中国帰国生徒等のための高校入試措置等の有無」により作成した。

2015年度の日本語支援が必要な生徒に対する公立高校入試での特別配慮の内容を自治体数で整理したものである。

①特別入学枠(特別枠制度)の自治体

中国帰国生徒と外国人生徒に実施している都道府県は18、政令都市(市立高校)は5である。中国帰国生徒のみを特別枠にしている都道府県は

〔資料3〕

平成28年度高等学校入学選抜における外国人生徒の入学定員枠の実施方法

外国人生徒の入学定員枠がある都道府県の平成28年度高等学校入学選抜実施要綱から抜粋

学力検査教科等	出願資格	受験時における配慮
1 面接・作文	①末日3年以内【3】 ②末日5年未満【1】 ③末日6年以内【1】	①英語(又は自国語)又は日本語による ②高等学校長と事前協議の上、作文を英語・中国語・ハンガリー語・ロシア語等により提出可能 ③母語(又は英語)または日本語
2 数・英・作文	小学校4年以上の学年に編入学した者	作文、使用する言語は事前申請 数・英 小学校学習指導要領学年別漢字配当で示されている以外の漢字の読み/ルビをふる。 英語以外の外国語の辞書持ち込み2冊まで。
3 数・英・作文・面接	小学校4年以上の学年に編入学した者	作文：日本語 数・英：一部の漢字にルビをふる
4 国・数・英	末日3年以内【2】	
5 国・数・英・面接	①末日3年以内 ②小学校4年以上の学年に編入学した者	①学力検査の問題にはルビをふる ②学力検査の問題にはルビをふる
6 国・数・英・小論文・面接	末日3年以内	
7 学力検査・面接・調査書	末日7年以内	学力検査は、国・社・数・理・英のうち、自己選択した3教科

\*【 】内の数字は、県の数  
 ※受験資格には、上記の他に一般受験者と同じ条件に該当することが必要となる。

3、政令都市は1である。2015年度では、特別枠制度は、全都道府県の45.7%の自治体で実施されていた。

②特別措置の自治体

特別措置の内容は多様であるが大きく3つにわけて表にした。「受験科目を減ずる措置」の実施は8都道府県と1政令都市である。「時間延長、ルビ付き」の実施は6都道府県と3政令都市である。「内容不明」の自治体が10都道府県と1政令都市である。2015年度の兵庫県と神戸市は、「時間延長、ルビ付きの措置」に含まれる。

5. 兵庫県の高校進学状況と支援体制

5-1 外国人生徒の公立高校進学率

図6は、県教育委員会が調査したデータをもと

〔表2〕2015年度 公立高校の高校入試特別配慮別自治体数

特別配慮	詳細(対象または内容)	実施自治体	
		都道府県数	政令都市数
特別入学枠実施	中国帰国生徒・中国帰国以外の外国人生徒に適用	18	5
	中国帰国生徒のみに適用	3	1
特別措置	受験科目を減ずる措置	8	1
	時間延長、ルビ付きの措置	6	3
	内容不明	10	1
なし		1	0
	計	46	11

中国帰国者支援センター発表「高校入試特別措置等」より筆者作成

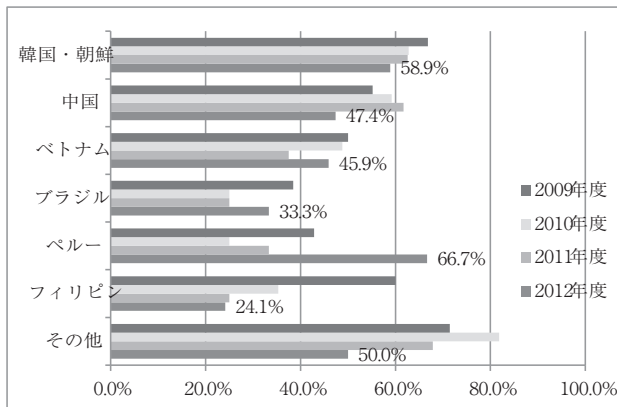
に、2009年度から2012年度までの4年間平均の公立中学3年生の外国人生徒の国公立高校への進学状況のグラフを作成したものである。外国人生徒特別枠実施（2016年度）以前の国籍別外国人生徒の高校進学率状況である。

文部科学省をはじめ行政統計の「高校進学状況」は、全卒業生徒数に対する高校進学者として進学率を出すため、高校進学率は90%を超えている<sup>25</sup>。図6は、文部科学省の高校進学率ではなく、兵庫県内の公立中学校を卒業した外国籍生徒の国公立全日制高校と高専等の進学者の

状況である<sup>26</sup>。

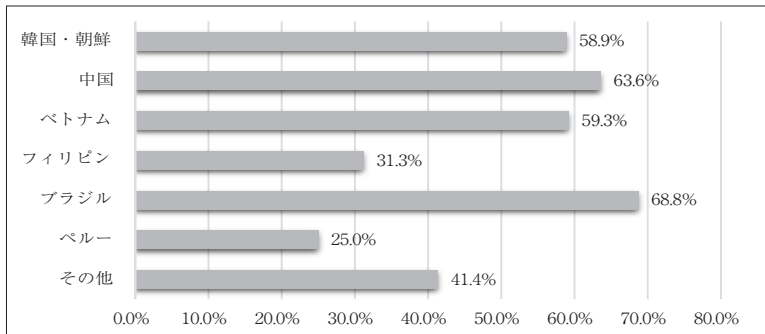
韓国・朝鮮の4年間の平均は58.9%である。3・4世になる在日コリアンが多いため進学率が高いと言える。中国は47.4%である。新渡日の子どもの多いが、「漢字圏」出身のため教科への適応が早いからだと思える。ほか、「非漢字圏」のベトナムは日本生まれが多いが45.9%。ブラジルは33.3%、フィリピンは24.1%である。公立全日制高校に合格しなかった生徒の進学先は、私立高校か定時制高校になる。私立高校では学校経費が公立高校より多額となるため、入学する生徒は少な

〔図6〕外国籍生徒の国公立全日制高校進学状況（兵庫県教育委員会調査統計から筆者作成）



〔図7〕2018年度外国人生徒の全日制国公立高校進路状況

（兵庫県教育委員会提供筆者作成）



25 文部科学省は、学校基本調査で高校進学者には、国公立高校（全日制、定時制、多部制、通信制）、私立高校（全日制、定時制、通信制）、高専等、専修・各種学校への進学者を混ぜたものである。

26 辻本久夫（2015）「兵庫県の現状」『未来ひょうご すべての子どもが輝くために－高校への外国人等の特別入学枠設置を求めて－』第2部第1章

いと思える。そのため、定時制高校進学者が多くなっていると思える。

図7は、兵庫県の2018年度公立中学校卒業生のうち国籍別外国人の全日制国公立高校の進学率である。特別枠制度3年目の卒業生になる。フィリピンとペルーは母数が少ない。

図6と比べると、中国とベトナム、ブラジルの進学率が大きく伸びている。2018年度の外国人生徒の平均の進学率は55.4%だった。

### 5-2 県教育委員会の支援施策の始まり

兵庫県教育委員会は、隣の大阪府の進んだ取り組みや、学校教員や諸団体からの支援施策づくりの要望等から、2000年度より日本語支援が必要子どもへの支援を始めた（文末の簡易年表資料7を参照）。

1989年度以降の支援施策と事業をまとめたものが以下である。

- ◇ 1989年：「人権教育基本方針」策定  
「兵庫県地域国際化推進基本指針フォローアップ方策」策定（1999年、外国人の子どもの教育の充実を指摘）
- ◇ 1999年：加印地区学区高校進学対策協議会が公立高校入試での配慮を求める陳情書提出
- ◇ 2000年8月：「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定
- ◇ 2000年12月：母語ができる「多文化共生サポーター」の学校派遣が実施された
- ◇ 2001年度入試：日本語指導が必要で希望する生徒のみに特別措置導入（ルビ付き、時間延長）
- ◇ 2003年：兵庫県教育委員会「子ども多文化共生センター」の開設（県立国際高校敷地内）

- ◇ 2003年：県立芦屋国際中等教育学校の開校（①外国人30人、②帰国生30人、③一般20人枠設定）

\*受検資格を一部変更（2018年度～）

- ◇ 2005年：子ども多文化共生サポーター派遣（県単独事業の開始）
- ◇ 2007年：外国人児童生徒のための就学ガイダンスを県教育委員会が実施（県内4か所）
- ◇ 2015年：「ひょうご多文化共生社会推進指針」策定
- ◇ 2016年度：「公立高校入試外国人特別選抜」を県立3校でモデル実施
- ◇ 2019年度：「公立高校入試外国人特別選抜」を県立5校で本格実施

### 5-3 研究チーム活動と提言

県教育委員会は、2014年度まで「外国人生徒は高校に入ってもすぐ辞める」「外国人は勉強しない」などの高校関係者の意見から、「中等教育学校の特別枠と定時制高校で十分吸収されている」との認識を持ち、教育の公平性と入学後の学習理解を理由として、公立全日制高校での特別枠設置に消極的であった。神戸、朝日、サンケイの新聞紙上で兵庫県の特別枠の必要性和特別枠未実施が掲載されたが、「特別枠調査研究中」という回答が続いていた。

- ① 2002年研究チーム「外国人の子どもに関する教育将来構想検討委員会」

2002年4月、兵庫県国際交流協会の研究助成を受けた大学教員を中心とした10人の研究チーム「外国人の子どもに関する教育将来構想検討委員会<sup>27)</sup>」が結成され、6か月間かけて調査報告書と県教育行政への提言書づくりが行われた。提

27 外国人の子どもに関する教育将来構想検討委員会、2002（財団法人 兵庫県国際交流協会助成事業、2002年4月発足、同年9月解散、報告書『21世紀兵庫の学校デザイン—理念・調査・提言』）委員会の構成（当時）：阿久澤麻里子（兵庫県立姫路工業大学教員）、泉雄一郎（兵庫教育文化研究所）、加藤博康（兵庫県立北摂三田高等学校教員）、菅原稔（兵庫教育大学教員）、関口知子（兵庫県立姫路工業大学教員）、樋口直人（徳島大学教員）、リリアン・テルミ・ハタノ（甲南女子大学教員）、安保則夫（関西学院大学教員）、岡本洋之（兵庫大学教員）、辻本久夫（兵庫県立武庫高等学校教員）、オブザーバー：楠田真由美（元外国人児童生徒生活指導補助員）

言内容は最重要課題を「緊急」と「中期」にかけてまとめている（提言として、「緊急課題として公立高校入試に特別措置の早急な改善」「中期課題として教育指針のフォローアップ方策の実施」等を提起した。報告書『21世紀兵庫の学校デザイン』2002年8月作成）。

② 2014年研究チーム「外国人の子どもの未来を拓く教育プロジェクト」

2014年1月、新研究チーム「外国人の子どもの未来を拓く教育プロジェクト<sup>28</sup>」を県内の6大学の教員等12人で結成し、ほぼ1年をかけて特別枠に関する調査研究と提言をまとめた（報告書『未来ひょうご すべての子どもが輝くために－高校への外国人等の特別枠設置を求めて－』2015年2月）。

研究チームは月1回の研究会のほかに、県内3地区での公開中間報告会の開催、兵庫県自治学会研究発表大会での発表報告、県知事公室長と教育次長へのプロジェクト趣旨説明・調査報告・提言説明、また県会議員の超党派有志学習会で特別枠調査報告等を行った。

今回調査で、海外帰国生徒や中国帰国生徒の特別枠が兵庫県にはないことが明らかになった。

2014年の提言は「2002年」より詳しい内容とした。

- i 外国人枠のある県立芦屋国際中等教育学校の学級増と播磨地区での新設
- ii 全日制公立高校での特別枠の設置
- iii 海外帰国生の受検機会の拡大
- iv 海外から来た高校途中編入希望者の受入れ促進
- v 受入れ後の就学支援体制づくり

の5本柱である。特にiiの特別枠設置では、以下の5項目も提言書に記載した（表3）。

- a 対象生徒を小学校入学以降に来日して日本語理解が充分でない生徒（事情により日本生れの生徒も配慮）にする。
- b 入試科目では英語と数学と作文（母語可）と面接にする。
- c 受入れ校を県内5地区に各1校設置する。
- d 受入数は募集定員の10%以内とする。
- e 応募者数と合格者数を公表する。

6. 兵庫県の外国人特別枠選抜

6-1 県立芦屋国際中等教育学校の特別枠

〔表3〕特別枠の選抜方法と提言内容との比較

	兵庫県教委の選抜内容	「2014プロジェクト」の提言内容
対象生徒	来日3年以内	来日9年以内（日本語指導の必要な生徒）
入学検査内容	数学、英語、国語と面接	数学、英語、作文（母語可）と面接
受入校	3地区に3校（全学区）	5地区に5校
募集数	各校3人（計9名）入学定員と別枠（定員外募集）	各校定員の10%（計：約20人～150人）別枠（定員外募集）

28 外国人の子どもの未来を拓く教育プロジェクト（公益財団法人 日本教育公務員弘済会 2013年度教育文化助成事業、2014年1月発足、2014年12月解散、報告書『未来ひょうご すべての子どもが輝くために－高校への外国人等の特別入学枠設置を求めて－』）委員会の構成（当時）：井口泰（関西学院大学経済学部教授）、乾美紀（兵庫県立大学環境人間学部准教授）、大岡栄美（関西学院大学社会学部准教授）、落合知子（神戸大学大学院国際協力研究科研究員）、北山夏季（甲南女子大学等非常勤講師）、小柴裕子（京都西山短期大学等非常勤講師）、辻本久夫（関西学院大学非常勤講師）、野崎志帆（甲南女子大学准教授）、山中浩路（兵庫県教職員組合執行委員）、野津隆志（兵庫県立大学経済学部教授）、ロニー・アレキサンダー（神戸大学大学院教授）、オブザーバー：金山成美（神戸新聞記者）

2002年に県立芦屋国際中等教育学校（2003年4月開校）の生徒募集が発表された。生徒80人募集のうち、①外国人枠として30人、②帰国生枠として30人、③希望者枠として20人である。高校入試を受けなくていい学校、外国人生徒が多い学校、外国人枠・帰国生枠がある学校として、この学校の入試は毎年、希望者が多く、募集定員をはるかに超える数で、競争率2倍以上の人気である。2019年度入試では、募集人数80人で、受検者数は282人、合格者80人であった。

募集要項には、「①「外国人枠」は、日本語や日本文化への理解が不十分な外国人児童（外国籍を持つ）。②「帰国生枠」は、保護者の海外勤務等に伴い、海外における在学期間がおおむね1年以上の児童。1年以上家族とともに海外生活した児童。③「希望者枠」は①②以外の児童」と書かれている。検査内容は作文と面接等である<sup>29</sup>。

しかし、2018年度より出願資格が変更になった。「外国人枠」は、来日6年未満で、かつ日本国籍を持たない児童。「帰国生枠」は、外国在学期間が継続して1年以上で、かつ帰国6年未満である児童となった。

この変更によって、日本国籍をもつダブルの児童がそれまで受けられていた①外国人枠を受けられず、③希望者枠でしか応募できなくなったことへの子どもや保護者の不満は大きい。

## 6-2 県立高校での外国人特別枠選抜の実施

### ① 2016年度入試からモデル実施

兵庫県教育委員会は、2015年5月に次年度入試から外国人特別枠選抜実施を表明して、2016年度より「高校入試外国人特別枠選抜」が実施されることとなった。選抜要項には基本方針として「3年間モデル校を指定し、研究を行う」と書かれ、3年間のモデル校を発表した（阪神地区の県立芦屋高校、神戸地区の県立神戸甲北高校、播磨地区の県立香寺高校の3校である）。

兵庫県では、2000年度入試問題に初めて「特別措置」（試験問題にルビ打ち、時間延長）が実施された。それから15年後に「特別枠」の実施となった。関西地域の「特別枠」実施は、奈良県（1990年）、京都府（1996年、中国帰国者のみ対象）、大阪府（2001年）に次いで4番目である。奈良県から15年、大阪府から14年遅れての実施となった。名称は、「外国人生徒にかかる特別枠選抜」である。

しかし、発表された特別枠の選抜内容を見ると、各3人で計9人という少なさである。また、対象生徒が日本語の支援が必要な日本国籍しか持たない生徒は応募できない。入試が2月の推薦入試他と同じ日であるため、特別枠希望生徒は推薦入試を受けられないなどだった。

### ② 選抜実施要綱の内容

- i 出願資格は、外国籍を有する者で、重国籍生徒も含まれる（日本国籍のみは受験できない）。  
入国後の在日期間が、3月31日現在で3年以内の者であるが、日本生れや幼児期に日本で生活していたとしても直近3年以内であればよい。9年の義務教育修了者（修了予定者）で、外国の学校卒業者でもよい。
- ii 選抜方法等は、「面接及び適性検査を実施する」とあり、合否判定には「判定資料A（中学校調査書）と、B（適性検査結果）、その他の諸資料を総合して合否の判定を行う」。
- iii 適性検査は、英語、数学、国語（基本的な日本語能力）。検査問題には、全教科ルビ付き。4年目からは統一検査問題となった（前3か年は各学校で検査問題作成）。
- iv 募集定員は、各学校の募集定員枠外で3名の計9名とする（4年目からは5校で計15名とする）。
- v 2017年以降の変更（改善点）
  - a 2017年度：3校間での受検校の「志願変更」

29 検査は、2017年度までは作文と面接から合格者候補者を決め、定員を超えるときは候補者の抽選で決定した。

を認めた。(集中を避けるため)

- b 2018年度：第1志望校に出願する際、第1志望校以外に複数校の志望校を希望できる。(欠員を少なく、すなわち合格者を増やすための措置である)

③外国人特別枠が計9名の設定理由

特別枠数が9人と設定された理由は、2015年10月1日の第12回定例教育委員会の議事録より判明した。教育委員からの質問に担当課長が答弁している(資料4参照)。

担当課長は、「前年度の日本語支援が必要な3年生が30人で、うち15人が全日制に進学し、残りが定時制高校進学や就職したので、勘案して1校あたり3名で計9人になった」と答弁している。

この説明では、全日制高校へ行かなかった15人のうち、特別枠で進路支援が必要な生徒がなぜ9人になったのか理解ができない。残りの6人は進学意欲がないと判断したのだろうか。また、外国人が増加している中で、保護者とともに母国の中学校を卒業して来日する子ども(ダイレクト生徒)の受験については、答弁内容では触れていないから想定していないのだろうか。

〔資料4〕

(長田委員)：募集定員の9名(モデル校3校×各校3校名)はどのように決まったのか。

(清瀬高校教育課長)：日本語指導が必要とされている外国人生徒は、小・中学校から文化共生サポーターをつけており、その中で昨年度の中学3年生は約30名であった。そのうちの半数は既に自力で全日制高校に進学しており、残りの約15名が定時制高校進学や就職しているので、その中で勘案して1校あたり3名の計9名という計算にしている。(第12回(定例)兵庫県教育委員会会議録：2016年10月より)

一方、文科省調査の「日本語支援の必要な外国

籍生徒」は公立学校に在籍する外国籍のみで、日本国籍も持つ二重国籍生徒は「日本語支援が必要な日本国籍生徒」に含まれている。兵庫県の「外国人特別選抜」の対象者は「外国籍を有する」者として二重国籍者も受験を認めている。2016年度調査では、兵庫県内の日本語指導が必要な日本国籍中学生は54人(一学年概数は18人)。外国籍中学生は、272人(同91人)である。兵庫県の3年以内の外国籍と日本国籍の一学年概数を合わせると103人となる。

このように、二重国籍を持つ生徒とダイレクト生徒の受験数を加えると、兵庫県での対象生徒は100人を超え、倍率は10倍を超える。

2018年度の兵庫県公立高校全日制的競争倍率は1.10%(2017年度1.11%)である<sup>30</sup>。また、同年度の学校ごとの推薦等入試の倍率は1.00%~3.78%となっている(兵庫県教育委員会発表)。外国人特別枠の倍率は上記のように10倍を超える。しかしながら、文部科学省の「日本語指導が必要な」とは、「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている」児童生徒も含むことから、日本語指導が必要な中学生数には、来日3年以上の生徒も含まれる。そのため、特別枠制度の対象となる来日3年未満者は、もっと少ないと推測される。

とにかく、県教育委員会記録の回答だけでは受入校3校の各3人設定の理由が理解できない。

7. 4年間の受入校の状況

7-1 定員割れ状況

表4は、兵庫県の外国人特別枠受入校の状況を表にしたものである。

生徒の応募状況を見ると、神戸甲北高校だけが定員割れ状況が2年続き、計3人の定員割れ(欠員)。2018年度は3校とも定員割れ(欠員)は生じなかった。

30 兵庫県教育委員会(2018)「兵庫県公立高等学校入学者選抜実施結果」より



〔表4〕2019年度 兵庫県の外国人生徒特別枠受入れ校別生徒・支援内容

特別枠入試での 受験者数 (国籍)		芦屋高校	神戸甲北高校	香寺高校	伊丹北高校	加古川南高校	受検者数	合格者数	欠員数
	2016年度	3名(ベ・韓・中)/5人	1名(ウ)/1人	3名(中1・韓2)/3人			9	7	2
	2017年度	3名(中3)/8人	2名(中)/2	3名(中・韓・ネ)/3			13	8	1
	2018年度	3名(フィ・中・韓)/5人	3名(中・フィ・ネ)/5人	3名(中1・ベ2)/8人			18	9	0
	2019年度	2名(中・ロ)/2人	3名(中3)/3人	1名(ベ)/1人	1名(中)/1人	3名(ブ・フィ・中)/3人	10	10	5
計	中6:韓2:ベ1: フィ1:ロ1、計11人	中6:ウ1:フィ1: ネ1、計9人	中3:韓3:ベ3:ネ 1、計10人	中1、計1名	中1:フィ1:ブ1、 計3名	50	34	8	
出身中学校	兵庫県(9人)他府県 (0人)外国(2人)	兵庫県(4人)他府県 (0人)外国(5人)	兵庫県(8人)他府県 (0人)外国(2人)	兵庫県(0人)他府県 (0人)外国(1人)	兵庫県(1人)他府 県(0人)外国(2人)	県内22	県外0	外国12	
校内の 支援体制	日本語授業の設置	あり	あり	あり	あり	あり	あり5	なし0	
	取出し授業	現文・現社・物理基礎・ 生物基礎・総合学習・保	数学I・英語I・ほか (必要に応じて)	化学基礎・現文・現社・ 日本史・世界史	現代社会・生物基礎	国総A・現社・数学I ・数学A・生物基礎	あり5	なし0	
	放課後の補充 授業と回数	週2~3日	自習(曜日の定め無)	なし	日本語週3~4回、 考査前は必要科目	日本語または各 教科週3回	あり4	なし1	
	専用学習室設置	あり	あり	あり	検討中	あり	あり4	なし1	
	サポーターの配置	あり(中・ロ)	なし	あり(韓・中・ベ・英語)	あり(中国語2)	なし	あり3	なし2	

\* 国籍の表記 中:中国、韓:韓国、ベ:ベトナム、フィ:フィリピン、ロ:ロシア、ウ:ウズベキスタン、ネ:ネパール、ブ:ブラジル

\* この表は、2019年7月30日に開催された特別枠選抜受入れに関する研究会での資料を筆者が抜粋したものである。

しかし、受入校が5校に増えた2019年度では、定員割れが3校、欠員が計5人である。毎年定員を超えていた芦屋高校、欠員が出なかった香寺高校、阪神地域に新設された伊丹北高校で定員割れ状況が起った。5名もの欠員が出た原因はわからない。推測でしかないが、芦屋高校では3年間、応募者数が募集定員の2倍近い状態であった。また、香寺高校も2年間は募集数と応募数が同じであったが、2018年度は3倍近い応募となったため、中学校の進路指導で敬遠したのだろうとも思える。

一方、4年間の合格者34人のうち、12人(約1/3)が文科省の統計に含まれない外国の中学校修了者(ダイレクト生)である。これからも日本の中学校を卒業した応募資格を持つ生徒のうち応募している者が少ないことがわかる。まずは、欠員が出ないような取り組みが必要である。しかしながら、欠員が出る場合は、定員を満たさなかった高校での追加募集等の措置が必要であると思う(東京都と神奈川県は追加募集を行い、入学検査を実施している)。

## 7-2 卒業中学校から見た合格者

4年目となる「特別枠入試」で合格した生徒34人を出身中学校で分けると、県内中学校卒業が22人、県外中学校卒業生はゼロ、「外国の中学校卒業」(ダイレクト生徒)は12人である(表4)。ダイレクト生徒の中には、日本語学習等のため高校1年の学齢を超えている生徒もいる。

合格者の約1/3を占めるダイレクト生徒は外国の初等教育9年を修了したのち、保護者の都合で来日している。地域や日本語学校の情報で直接希望する高校に願書を提出して受験し合格した生徒である。多くの場合は、日本の高校受験のために高額な授業料等がある日本語学校に通って日本語や英語、数学を勉強したのであろう。筆者が会ったダイレクト生徒のほとんどが日本語学校に通っていない。そのためか、多くのダイレクト生徒は、合格できず、夜間定時制高校へと進路変更して学習を続けている。

7-3 生徒の国籍も多様、8か国 34人

表4から4年間の合格者の国籍を見ると、中国が17人、韓国が5人、フィリピンが4人、ベトナムが3人、ネパールが2人、ウズベキスタンが1人、ロシアが1人、ブラジルが1人である。受験資格から、全員が来日3年以内の生徒である。合格者の半数が中国籍である。次いで韓国と、漢字圏国からの来日者が22/34人と65%を占める。次いでフィリピン籍である。このほかベトナム、ブラジル、最近急増のネパール、少数のロシア、ウズベキスタンの国籍を持つ生徒である。

7-4 受験者が少ない背景

表4の学校別に4年間の欠員数を見ると、県立香寺高校は2人、県立神戸甲北高校は3人、県立芦屋高校は1人である。2019年度から新規受入校になった県立伊丹北高校も欠員2人だった。各高校は、多様な国籍の生徒が募集要項をもらいに来たが、応募したのは少ないという。

応募者が少なかった理由を関係者に聞くと、枠が各校3人と少数であること、また入学後の学習についていけないという不安と、遠距離通学等であるという中学校の判断がある。

7-5 受入校での取り組み

5校の受入校では、以下のようなさまざまな支援の取り組みが行われている。

- ①日本語の授業:全5校で「日本語」授業を実施。「日本語能力試験 (JLPT)」等の情報提供も行う。
- ②取出し授業:生徒の希望を優先して、国語系、社会系等で行われている。
- ③放課後等の補習:生徒の希望を優先して、週に2、3日程度の教科補習を行っている。
- ④専用教室の設置等:取出し授業や生徒の居場所となっている。
- ⑤県教育委員会は、2019年度より、全5校に外国人生徒を担当する専任教員1名の加配を行った。

〔表5〕兵庫県内の日本語指導が必要な校種別児童生徒数 (兵庫県教育委員会統計を筆者で編集)

年度	小学校			中学校			義務教育学校			高等学校			中等教育学校			特別支援学校			合計			
	外国籍	日本国籍	合計	外国籍	日本国籍	合計	外国籍	日本国籍	合計	外国籍	日本国籍	合計	外国籍	日本国籍	合計	外国籍	日本国籍	合計	外国籍	日本国籍	合計	
1997	373			118						33											524	
1998	398			163						19											580	
1999	376			204						13											593	
2000	359			180						29											568	
2001	408			180						31								1			620	
2002	465			163						73								2			703	
2003	442			287						24			10					1			764	
2004	467			272						27			15					0			781	
2005	479			234						18			19					1			751	
2006	484			173						19			21					2			699	
2007	426			160						22			25					1			634	
2008	441			213						18			29					1			702	
2009	482			222						19			20					1			744	
2010	428			251						35			22					3			739	
2011	471			257						41			28					5			802	
2012	436			279						31			24					4			774	
2013	444			218						45			27					6			740	
2014	463			237						37			56					9			802	
2015	527	115	642	234	47	281				32	3	35	38	30	68	7	1	8	838	196	1,034	
2016	581	156	737	255	54	309	29	8	37	38	5	43	52	19	71	12	5	17	967	247	1,214	
2017	597	143	740	276	50	326	20	8	28	44	13	57	37	34	71	20	3	23	994	251	1,245	
2018	659	186	845	225	51	276	18	15	33	48	8	56	41	42	83	11	3	14	1,002	305	1,307	
2019	660	163	823	232	47	279	71	21	92	47	9	56	52	47	99	14	1	15	1,076	288	1,364	

(\*①日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数の公表は、2017年度から。②高等学校の調査は1995年度より開始)

## 8. 兵庫県の外国人特別枠選抜の検証

### 8-1 日本語指導が必要な子ども

表5の日本語指導が必要な児童生徒数の推移をみると、1997年度以降の外国籍者の増加がわかる。2002年度には700人台となり、2014年度には800人台に、2018年度には1,000人を超えた。2019年度は1,076人となった。全校種で増加している。

日本籍児童生徒数は、データが公表された2015年度は196人で、2019年度には288人である。2019年度の日本国籍と外国籍を合わせると1,364人となった<sup>31</sup>。

1997年度から2019年度の外国籍の増加率を見ると、小学校で約177%、中学校は約197%、高校は約142%、中等教育学校（2004年度～）は約520%、特別支援学校（2001年度～）は約140%

である。新設の義務教育学校は249%である。義務教育学校（2016年度～）は、2019年度では兵庫県内で3校開校している（神戸市立港島学園、姫路市立白鷺小中学校、姫路市立四郷学園）。

村松（2019）によると、2018年度の在籍別学校の割合人数では、日本語指導が必要な子どもが1人だけ在籍の学校は全体の48%、2人在籍校は25%、3人在籍校は8%と、1人～3人の少数在籍校が81%を占める<sup>32</sup>。

同年度の母語別割合では、中国語が30%、ベトナム語29%、フィリピン語11%、ポルトガル語8%、スペイン語5%、韓国朝鮮語4%の他に30言語がある。

### 8-2 大阪府との比較

今後の兵庫県での本格実施に向け、大阪府の受入校と募集定員を参考資料（表6）として作成し

〔表6〕大阪府教育委員会の外国人特別枠設置校の推移

年度	学校名（府立）	所在地	募集定員
初年度 (2001年度)	門真なみはや高校	門真市	定員の5% (14人)
	長吉高校	平野区	定員の5% (12人)
2年目 (2002年度)	八尾北高校	八尾市	定員の5% (12人)
3年目 (2003年度)	成美高校	堺市	定員の5% (12人)
4年目(2004年度) 新設なし			
5年目 (2005年度)	布施北高校	東大阪市	定員の5% (10人)
6年目(2006年度)～14年目(2014年度) 新設なし			
15年目 (2015年度)	福井高校	茨木市	定員の5% (12人)
16年目(2016年度) 新設なし			
17年目 (2017年度)	東淀川高校	淀川区	定員の5% (14人)
設置校総数、7高校		募集定員総数 (86人)	

橋本義則（NPO法人おおさかこども多文化センター）作成を編集

31 2018年度の兵庫県内の日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の母語別在籍状況では、中国語（68人）、日本語（57人）、フィリピン語（53人）、英語（40人）、ベトナム語（19人）、スペイン語（17人）、韓国朝鮮語（13人）、ポルトガル語（11人）、ほか（28人）である。

32 兵庫県教育委員会 村松好子（2019）「(文部科学省) 第2回外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」資料「兵庫県教育委員会子ども多文化共生教育の取組」

〔表7〕兵庫県と大阪府の受入れ倍率比較 (文科省調査2016年5月1日現在)

兵庫県と大阪府の 日本語指導の必要な中学生数			兵庫県と大阪府の 特別枠の募集定員の倍率比較			
	日本国籍	外国籍	計	日本語指導が 必要な1学年概数	受入れ数	倍率
兵庫県	54人	255人	309人	103人	9人	11.44
大阪府	184人	835人	1,019人	340人	86人	3.95

\* 「1年生概数」は文科省調査の中学生数から算出したものである。筆者作成

〔表8〕特別入試枠を設けている自治体の受入れ状況

	(2018年10月 辻本作成)					日本語指導 が必要な中 学生数:人	
	日本語指導 が必要な中 学生数:人	同学年概 数(左記 の数/3): 人	外国籍生徒 受入高校数	受入定員	倍率 (在籍数/ 受入 数)	同学年 概数:人	
神奈川県	873	291	10校	計115人	2.5	225	75
東京都	814	271	7校	計145人	1.9	191	64
岐阜県	353	118	すべての公立中学校 科・コース(66校)	各校定員外で3人 程度(計198人)	0.6	30	10
埼玉県	346	115	10校	計80人	1.4	91	30
千葉県	333	111	10校	計91人	1.2	102	34
兵庫県	255	85	3校	計9人	9.4	54	18
			(5校)	(計15人)	(5.7)		
茨城県	127	42	すべての公立高 校(103校)	1校2人以上	0.2	28	9
福島県	20	7	7校	特別定員枠(過去3年 間合格最少数は6人)	1.1	10	3
鹿児島県	9	3	67校	若干(非公開、毎年10 人未満の合格者)		4	1
長崎県	8	3	すべての公立高 校(65校)	若干人(過去3年間合 格最少数は5人)	0.5	4	1

た。大阪府教委は、表6のように当初3か年は毎年受入校を増やし、6年目以降も毎年ではないが設置を続けている。2017年度では計7校、募集数計86人である。

2016年度の兵庫県と大阪府の「日本語指導が必要な子ども」(文科省作成)のうち中学生数だけを抽出した表7を作成した。

データから見ると、大阪府の中学生は1,019人、兵庫県は309人。一学年当たりの生徒数を概数すると大阪府は340人、兵庫は103人。現在の受入数は兵庫県が3校で9人、大阪府が7校で86人。倍率を見ると、兵庫県が11.44倍、大阪府が3.95倍となる。兵庫県は大阪府の約3倍となる。兵庫県での倍率があまりにも高すぎるのがわかる。

### 8-3 来日3年以内を対象とする10都道府県との比較

表8は、「外国人特別選抜」を実施している21都府県のうち、対象生徒の来日期間を「3年以内」としている10都府県別のデータである。

なお、参考に表8の右欄に「日本語指導を必要とする日本籍生徒数」を加えた。

日本語指導が必要な外国籍中学生総数と一学年概数、受入校数と受入定員、倍率、日本国籍で日本語指導が必要な中学生数と一学年あたりの概数である。

兵庫県の場合、日本語指導が必要な外国籍中学生数は255人。一学年の概数を計算すると85人となる。受入数が9人なので、兵庫県の特別枠倍

率は9.4倍となる。

倍率を見ると、1.0倍以下は岐阜県(0.6倍)、茨城県(0.2倍)、鹿児島県、長崎県である。1.0～2.0倍は福島県(1.1倍)、千葉県(1.2倍)、埼玉県(1.4倍)、東京都(1.9倍)。2.0倍を超えるのは神奈川県(2.5倍)と兵庫県(9.4倍)である。

日本語指導が必要な生徒数からの比較では、兵庫県は高倍率となっている。

#### 8-4 特別枠実施 21 都道府県との比較

中国帰国者定着促進センターがホームページに掲載している「高校入試特別措置調査・2017年調査」から国内の自治体で公立高校での外国人枠を実施している21都府県と、文科省調査の「日本語指導が必要な外国籍児童生徒」から上記の21都府県の中学生数を取り出し、外国人枠の受入高校数と生徒数、来日年数の一覧表を作成した(表9)。一覧表は上記の中学生数が多い都府県順とした(愛知県1959人、神奈川県873人…)。

受入数との比較を行うため、生徒数を3で割り、一学年平均人数(切上げ)を算出した。また募集要項で、受入定員が「若干名」としている府県に3か年の合格者数を問い合わせ、その数も入れた。一学年平均数と、受入定員または合格者数を見ると、おおむね受入状況がわかる。

しかし、この一学年平均数は日本の公立中学校の日本語指導が必要な外国籍数であるため、私立学校や外国人学校の卒業生、ダイレクト者(外国で9年の初等教育を修了して来日)が含まれていない。そのため、応募数は一学年平均数より多くなることを認識しておかねばならない。

##### ①外国人特別枠の受入数

2016年度の兵庫県の「日本語指導が必要」な外国籍公立中学生数は255人(一学年当たりは85人となる)、自治体順位は10番目である。

兵庫県より生徒数が多い上位の自治体での受入高校数は7校以上である。受入れ人数は愛知県と静岡県以外では80人以上である。また、兵庫県より一学年平均数が少ない茨城県(103校、受

入数206人以上)や福岡県(同19校、20人台)、新潟県(同82校、10人台)でも兵庫県より多い。

##### ②来日年数の比較

生徒の来日年数については「2年未満」が2県、「3年未満」が12都道府県、「6年以内」1県、「7年未満(小学校4年以降)」6府県である。「6年以上」の府県では、日本語学習支援の先進的な自治体が多い。

##### ③特別枠制度の倍率の比較

表9「外国人生徒への特別枠を設けている都道府県の受入れ学校数と受入れ生徒数」は、「外国人特別枠制度」を実施している21都府県のデータである。

日本語指導が必要な外国籍中学生数とその一学年概数、受入校数と受入定員、合格者数である。日本語指導が必要な外国籍中学生数が多い順から列举している。トップは愛知県、次いで神奈川県となり、兵庫県は10番目となる。

倍率を見ると、1.0倍以下は岐阜県(0.6倍)、茨城県(0.2倍)、鹿児島県、長崎県の4都府県である。1.0～2.0倍は福島県(1.1倍)、千葉県(1.2倍)、埼玉県(1.4倍)、東京都(1.9倍)の4都府県。2.0倍を超えるのは神奈川県(2.5倍)と兵庫県(9.4倍)である。

兵庫県の過去3か年間の受験では、中学校の「少なすぎる。通らないだろう」「入学後ついていけないだろう」などの分析、見解から、受験者は少なく、実際は上記のような高い倍率になっていない。

2019年度入試から、兵庫県は2校増え、受入数は15人となったが、日本語指導の必要な中学生数は279人、義務教育学校では92人である(表5)。中学校数の一学年概数は93人、義務教育学校は92人だから一学年概数は1.5人となる。中学校と義務教育学校の日本語指導が必要な一学年概数の計は93.5人となる。

しかしながら、中学校と義務教育学校の日本語指導が必要な外国籍生徒の一学年概数の93.5人には、来日3年未満以外の日本生れ、小学校入学後来日した者も含まれる可能性もあるため、正確な倍率は求められない。

〔表9〕2016年度 外国人生徒への特別入試枠を設けている都府県の実入校数と受入れ生徒数 (2018年6月筆者作成)

		日本語指導が必要な 外国籍中学校在籍数 (1学年平均)	受入高校数	受入定員	合格者数 (年度)			来日年数制限
					H28	H29	H30	
1	愛知県	1959 (653)	9校	各校若干人	24人	23人	26人	小学校4年以上に編入した者、 又は3年以下の学年に編入し特 別な事情があると認められるもの
2	神奈川県	873 (291)	県立全10校	計115人 (各校20人~10人)			通算3年以内	
3	大阪府	835 (279)	7校	各校若干人	67人	81人	未集計	原則として小学校4年 以上に編入した者
4	東京都	814 (272)	7校	計145人 (各校10人~35人)			入国後原則3年以内	
5	静岡県	647 (216)	9校	各若干人	13人	11人	21人	2015年4月以降入国
6	三重県	536 (179)	16校	計85人以内(15校は5人以内、1校は10人以内)			来日後6年以内	
7	岐阜県	353 (118)	すべての学校学 科及びコース (66校)	入学定員とは別に各校3人程度			3年以内	
8	埼玉県	346 (116)	10校	計80人(6校は10人以内、4校は4人以内)			3年以内	
9	千葉県	333 (111)	10校	計91人 (各校5人~16人)			在日期間3年以内	
10	兵庫県	255 (85)	3校	計9人 (各校3人)			入国後の期間が3年以内の者	
11	群馬県	226 (76)	すべての高校 (63校)	応募状況等 により対応する	非公開			H27年4月以降に初めて 来日した者
12	茨城県	182 (61)	すべての高校 (103校)	1校2人以上 (上限は学校ごとに設定)			入国後3年	
13	奈良県	119 (40)	2校	各校各学科 若干人	4人	8人	6人	原則として小学校4年以 上に編入した者
14	福岡県	86 (29)	19校	各高校の定 員に含む	28人	21人	20人	原則として帰国後小学校4 年以上に編入した者
15	山梨県	68 (23)	すべての県 立高校 (29校)	定員を超えて 1学年の学級 数まで可能	4人	4人	3人	日本在住期間7年以内
16	新潟県	34 (12)	すべての公 立高校 (82校)	若干名	11人	10人	15人	来日2年以内
17	熊本県	29 (10)	すべての県 立高校 (56校)	募集人枠内 で若干人	(非公開、毎年合格者はいら ない)			帰国後小学校4年以上に編入し た者、又は学齢を超過したため 小中学校へ編入出来なかった者 でH24年4月以降に帰国した者
18	岡山県	25 (9)	4校	各校若干名	7人	4人	5人	来日2年以内の者、個別審査
19	福島県	20 (7)	7校	特別定員枠	10人	6人	9人	来日3年以内
20	鹿児島県	9 (3)	67校	若干人	非公開、毎年10人未満の合格者がいる			来日後3年以内
21	長崎県	8 (3)	すべての公 立高校 (65校)	若干人		5人	7人	外国籍入国後3年以内

上記の都府県別データは、中国帰国者定着促進センター「高校入試特別措置調査・2017年調査」のHPより

「日本語指導が必要な外国籍中学校在籍数」は、文部科学省HPより (2016年5月1日現在)

市立高校で「特別入学枠」を実施している横浜市、浜松市、岡山市、福岡市の都市は除いた。

受入れ数が「若干名」など人数が不明な府県については、各府県担当者に電話で問合せて回答を得た数を記載

## 9. 兵庫県の中国帰国者と帰国生の入試

### 9-1 帰国生徒推薦入試とは

1950年代より保護者や企業から帰国子女教育の必要を求められた。それを受け、旧文部省は1964年に初の帰国生調査を行う。海外帰国生は1980年代に急増し、しかも多様化、広域化した(図8)。

旧文部省は、1984年、「帰国子女については、あらかじめ入学定員の一定枠を設けたり、(略)選抜の時期、選抜の方法、学力検査等について可能な限り弾力的な取扱いをすることが望ましい」と通知した。

4年後の1988年には、「これらの者(帰国子女)に係る編入学許可の特別定員枠を設定するなど、適切な配慮を行うことが望ましいこと」と具体的な内容を通知した。

このように旧文部省は全日制公立高校入試での

帰国生徒特別枠制度を図ることを自治体に通知した。そのため、都道府県と政令都市は独自施策として、自治体の公立高校の入学定員に一定の枠設置、受験教科の配慮(精選)などを実施した。

### 9-2 兵庫県の中国帰国生徒と帰国生推薦入試

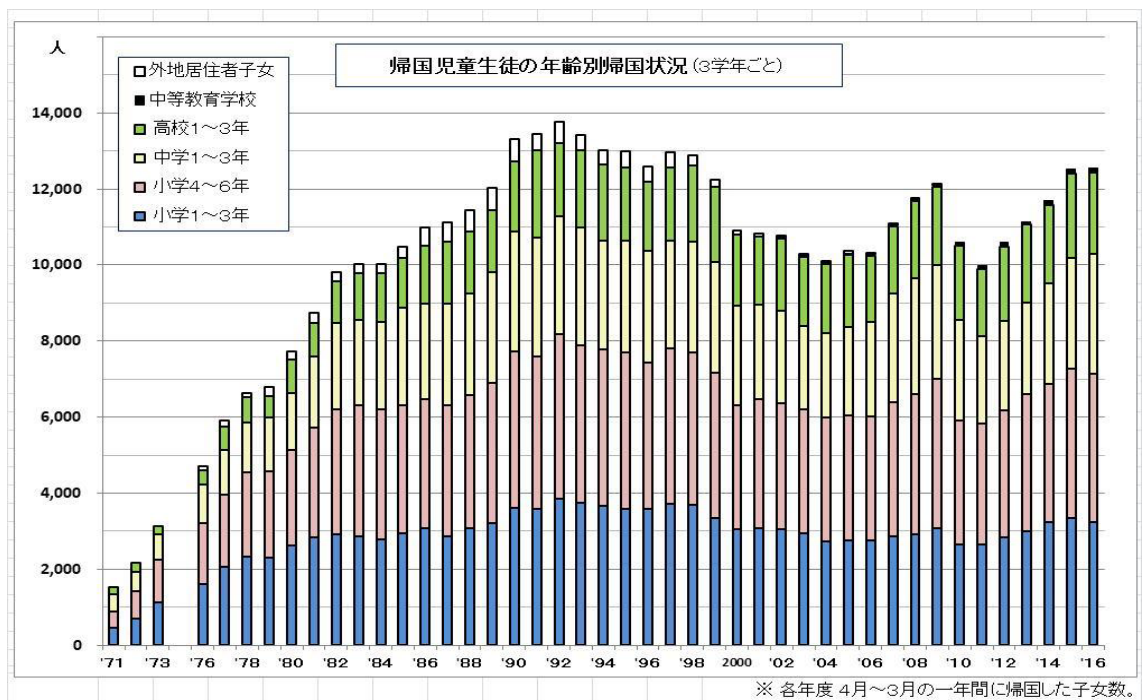
#### ①兵庫県の中国帰国生への特別枠

2014年研究チーム「外国人の子どもの未来を拓く教育プロジェクト」の調査で、他府県にはある中国帰国生徒の特別枠選抜制度が兵庫県にはないことを知った。中国帰国生徒の特別枠は、1986年以降ほとんどの都道府県で実施され、文科省通達(1993年)も出されている。しかし、2020年度の兵庫県の公立高校選抜要綱には一言も書かれていない。

#### ②兵庫での帰国生入試

1981年、兵庫県は文部省の通知を受け、帰国生の高校受け入れを県立芦屋南高校(現、県立国

〔図8〕 帰国児童生徒の年齢別帰国状況(1971~2016)



際高校)の「国際文化コース」で受け入れることを発表した。そして、1984年度の公立高校入試選抜要項に帰国生推薦入試実施を明文化した(配慮内容や募集数等の詳細は発表されず)。そして、1991年には入試選抜実施要項で「英語コース、英語科、国際文化科の志願者の中に帰国生徒がいる場合、推薦入試において、その事情などを総合的に判断するように」と明文化した<sup>33</sup>。そして、県立旧芦屋南高校は旧文部省の帰国子女教育研究協力校(1997年)に指定された。このようにして兵庫県での帰国生徒推薦入試は20年が経過し、受入校は国際系の6学科6校と国際系文化コース5校の計11校である(資料6)。

〔資料5〕

2020年度帰国生の推薦入試

(ア) 出願資格

上記の選抜要綱の「第6 推薦入学等実施要項」の「6. 帰国生にかかわる推薦入学」の出願資格(6602)には、①帰国生徒にかかわる推薦入学の対象とする学科とコースを指定。(上記の資料)。②入学志願できる者として、推薦入学において当該学科、コースを第1希望とし、外国での在住期間が1年以上であり、平成29年4月1日以降に帰国して県内に居住する者。または現在外国に居住しているが令和2年4月7日までに県内に住所を定める者。

(イ) 選抜方法

推薦入学による入学者の選抜は、中学校の校長からの推薦書、調査書その他必要な書類、面接、適性検査等の結果を資料として選抜を実施する。(＊外国在住期間・外国の学校の在籍証明書等の書類も必要)

(ウ) 合否判定(6606)

合否判定委員会においては、帰国生徒の事情を配慮しながら、総合的に判定を行う。

(兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱より)

③兵庫の帰国生入試の現状

帰国生徒の推薦入学は、公立高校入学選抜要綱で「国際系の学科、コースで行われる」とあるが、検査試験内容は書かれていない。問い合わせると、他の各校の受験生徒と同じであることがわかった。また、選抜方法は選抜要綱に「合否判定委員会においては帰国生徒の事情を配慮しながら、総合的に合否の判定を行う」としか書かれていない。

④応募者・合格者等の発表

県教育委員会が入試前に各学校の応募者数を学校ごとに発表するときには、帰国生徒推薦入試応募者として一括して人数が発表される。しかし、入試後の受験者数や合格者数発表の際は、帰国生徒推薦入試の結果は発表されない。帰国生徒推薦入試は20年が経過したが、受入数(枠)と合格者数は未だ発表されないままである。県教育委員会の担当の高校教育課に問い合わせると、「受験生のプライバシーを守るために(帰国生推薦入試のみ)合格数を公表していない」という回答であった。毎年、帰国生推薦入試で、何名かの不合格者が出ている情報もある。疑問に感じるところを4点列挙した。

- i 出願資格には、外国在住期間と帰国3年以内で県内在住者としかなく、暗黙の了解のように、帰国生入試は日本国籍のみと言われるが、日本国籍に限るという記載はない。これでは外国籍生徒も受験できることにもなる。大阪府等では外国籍生徒も受験でき、合格して入学している外国籍生徒もいる。
- ii 帰国生として受ける検査問題と他生徒が受ける検査内容が同じで、帰国生に不利である。また帰国生徒の受入数、割合も明記されていない。
- iii その他の推薦入試や、外国人生徒特別枠選抜、多部制、定時制等のような合格者数の発表が行われていない。そのため、中学校の進

33 辻本久夫(2002)「外国人生徒の中学校卒業後の進路課題」『21世紀兵庫の学校デザイン—理念・調査・提言』第2部第6章



## 〔資料6〕兵庫県の公立高校の帰国生徒の推薦入試の志願数の推移

年度		帰国生徒の応募者数／全志願者数／募集定員（人）				帰国生徒の合格者数／全合格者数	
		国際探求学科・国際文化情報学科・国際科・国際人間科・国際総合学科・国際文化科		国際文化系コース	計		
2015年度	(H27)	12	／536／360	3	／352／240	15／888／600	不明／600
2016年度	(H28)	9	／540／400	1	／241／200	10／781／600	不明／600
2017年度	(H29)	12	／509／400	1	／260／200	13／769／600	不明／600
2018年度	(H30)	12	／520／400	1	／250／200	13／770／600	不明／600
2019年度 (H31)	該当高等学校と募集定員	5	／493／400	1	／250／200	6／743／600	不明／600
		市葺合80・国際120・尼崎小田・鳴尾・明石西・三木・市琴が丘各40人、全6校計400人		神戸鈴蘭台・宝塚西・市伊丹・明石城西・姫路飾西の5校、各校定員40人計200人			*他の入試のように公表されない
通学区域		県下全域		普通科の通学区域			

\*兵庫県教育委員会「年度別兵庫県公立高等学校推薦入学等志願状況（確定）」より筆者作成

路指導や、生徒・保護者が志望校決定するときに、例年帰国生が何人合格しているのかわからず、不安のなか志望校を選択せざるを得ない。

iv 兵庫県は文部科学省の帰国生徒入試についての配慮や改善に関する通知は考慮されているのだろうかと思う。旧文部省は1983年の「帰国子女受入推進地域」指定に伴い、入学定員に一定の枠の設置と、受検科目の配慮等を自治体に求めた。その後の1984年文部省通知、1988年文部省通知、総務庁（1986年）と中教審答申（1996年）も帰国生徒入試での特別枠設置と受入促進を求めた。

また、1997年に文科省は「各高等学校で進められる入学者選抜方法の改善内容につ

いては、中学校や生徒・保護者に正確な情報を提供するように留意すること」と入試情報を積極的に公開や提供するように通知している。選抜内容や合格者数の公表が必要である。

## 10. 今後の課題

日本語指導が必要な外国人生徒と帰国生徒の高校進学への支援制度の始まりから現状、問題点をまとめた。最後に、これらの課題について整理した。

### 10-1 日本国籍を持つ外国人生徒に「外国人特別枠」適用

日本国籍しか持たない、来日した中学生がいる。外国で生まれ、現地の小学校を卒業して、中学校は父の国の日本で教育を受けたい希望から日本へ来た。

この生徒は日本国籍しかないの、外国人特別枠選抜は外国国籍を持つ者を対象にしているため応募資格がないことになる。そのため、県教育委員会は帰国生推薦入試の受験を勧める。彼の親は、企業の海外勤務者でないため、帰国生にはならない。国籍は本人の責任でなく、国家の制度である。日本国籍しか持たないダブル生徒にも外国人枠を適用していただきたい。

### 10-2 帰国生徒推薦入試の明瞭化

①帰国生推薦入試を実施する11校での募集数と合格者数の発表が必要である。兵庫県のほかの推薦入試や外国人生徒特別枠選抜、多部制・定時制入試、一般入試では募集数と合格者数の発表は行われる。帰国生推薦入試は、全体も学校ごとにも受入数（募集人数）も合格者数も発表されない。他府県では「定員内募集」でも「定員外募集」でも帰国生特別枠を実施しているが、募集人数も合格者人数も発表している。

②兵庫県では文部科学省の通知にあるような、検査内容の配慮等が行われていない。国際系の全高校は推薦入試であるため、帰国生以外の受験生も検査科目が少なくなっている。帰国生以外の生徒より「配慮」が必要になるが、どんな配慮があるか公表されていない。公表が必要である。

③帰国生入試を外国人生徒が受けてもいいのではないか。兵庫県の帰国生入試の応募資格は、「1年以上の外国在住期間と帰国3年以内で県内在住者」としている。出願資格には「日本国籍を持つ者」がない。外国人生徒が受験しても応募資格の逸脱にならないのではないか。大阪府等では外国籍生徒も受験して合格している。応募資格をもつ外国籍生徒の受験を認めていただきたい。

### 10-3 外国人特別選抜の改善

①合格者数が満たない時、「再募集」入試を実施してほしい。4年間の欠員総数は8人になる。欠員状態になった時は、定時制高校で行われているような「再募集」入試が必要である。すでに東京都や神奈川県では実施されている。再募集の設置理由は、子どもに中等教育（高校での教育）の機会を提供するため、公立高校ほどの学科も住民の税金で運営されているからである。できるだけ定員を満たす措置が必要である。

②応募資格の来日年数を、来日9年まで引き下げてほしい。また、子どもの生育状況等によって、来日年数を引き下げるなどの「配慮」も必要である。実施している都道府県もある。日本語指導が必要な生徒は、特別枠入学できない場合、私立高校や定時制進学が多い。日本語支援のない高校進学者の中途退学の大きさが指摘されている。

③外国人特別枠の受入校と募集人数の増加を望む。実施4年間は、応募者が少なく欠員状態が生じている受入校もある。理解不足のため、応募者が少ないと推測する。しかし、日本語指導が必要な児童生徒は毎年増加している。また、ダイレクト生も確実に増えている。

④大阪府や神奈川県が設置している受入校に「多文化コーディネイター」を配置することが望ましい。受入後の学校での外国人生徒のケア体制をNPO等地域団体の協力を得て、設置する必要がある。

### 10-4 大学での特別枠の動き

近年、多くの大学では、多様な方法で外国人生徒の受け入れを行っている。「難民枠」入試、外国人生徒も受験できる帰国生徒入試、中国帰国生徒特別入試、留学生入試、外国人生徒特別入試などがある。巻末に資料8「2020年度に中国帰国・外国人・帰国生徒特別入試制度がある大学」を紹介する<sup>34</sup>。

34 辻本久夫(2019)「2020年度に中国帰国・外国人・帰国生徒特別委入試制度がある大学」『ともに』第126号(2019年7月)

## 〔資料7〕兵庫県の帰国生推薦入試や、外国人生徒特別枠選抜導入の経過

(2020.1筆者作成)

～1980年代		<ul style="list-style-type: none"> <li>●県内の学校には、在日コリアンや神戸華僑等の子どもたちが在籍</li> <li>●神戸中華同文学校（幼・小・中学校）、朝鮮学校（幼・小・中学校・高校）、カナディアンアカデミー、聖ミカエル国際学校等外国人学校が開校</li> </ul>
1980年代		<ul style="list-style-type: none"> <li>●中国帰国者やインドシナ難民の居住が増加（姫路定住促進センター設置）</li> <li>●海外帰国生徒も増加</li> </ul>
	1981年	●県立芦屋南高校（現、国際高校）に帰国生を受け入れる「国際文化コース」を設置し、推薦入試で受入れを発表
	1984年	●公立高校入試選抜要項に帰国生推薦入試を明文化（入試上の配慮や定数は発表されず）
1990年代		●県内公民館等で日本語教室を開設
	1994年	●兵庫県は「地域国際化推進基本指針」を策定。「外国人県民」を推奨し、外国人も暮らしやすい地域づくりをめざす
	1998年	●兵庫県「人権教育基本方針」策定
	1999年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●兵庫県「地域国際化推進基本指針フォローアップ方策」外国人の教育を指摘</li> <li>●加印地区学区高校進学対策協議会が県議会に日本語指導の必要な生徒への入試での配慮を求める陳情書提出</li> </ul>
2000年代	2000年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●兵庫県教育委員会「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定</li> <li>●同、中学校の要望で希望者のみに入試問題にルビ等の「特別措置」導入</li> </ul>
	2002年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究チーム「外国人の子どもに関する教育将来構想検討委員会」発足、報告書作成と県教育行政への提言（報告書『21世紀兵庫の学校デザイン』）</li> <li>●県議会特別予算委員会で質問（ほか2014年、2015年にも質問）</li> </ul>
	2003年	●県立芦屋国際中等教育学校開校（6年制、生徒80人募集：30人を外国人、帰国生徒30人、ほか希望者20人）
2010年代	2014年	●新研究チーム「外国人の子どもの未来を拓く教育プロジェクト」発足、報告書『未来ひょうご すべての子どもが輝くために―高校への外国人等の特別枠設置を求めて―』
	2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県教育委員会、2016年度より「公立高校入試外国人特別選抜」実施を発表</li> <li>●外国人生徒受入れモデル校を3校指定、募集定員、受験資格等の発表</li> </ul>
	2016年	●外国人特別選抜入試モデル実施（県立高校3校）
	2018年	●県立芦屋国際中等教育学校入学試験の応募資格を変更（枠人数は変更なし）
	2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人特別選抜の本格実施、受入校を県立2校増加、計5校</li> <li>●統一検査問題を作成、5校に担当教員を各校1名加配</li> </ul>

## 11. おわりに

兵庫県での高校入試での特別配慮から、特別枠制度の導入・実施までの約20年をまとめた。私は、ボランティアとして地域で外国人の学習支援等にかかわって約15年になる。この10年は子どもたちの学習支援や、高校、大学進学の相談が主となっている。子どもたちと出会うなかで、学校も休まず、一生懸命勉強をしているが、中学2年の後半には高校進学で悩む。読めない漢字を教えてもらいながら一生懸命勉強するのだが、テストの点数は上がらない。高校進学で悩む。私立高校進学は

経費のことから親に頼めないから、定時制高校を選んでしまう子どもが多い。中学生が未来の自分を探すためにも、高校進学は必要だと思う。子どもたちの未来を遮る壁は、入試だけではない。入学後の学習や奨学金など壁となる。支援も必要である。こんなことから、公立高校での特別枠制度にこだわってきた。

十分なまとめはできなかつたと振り返る。今回も、人権教育研究室の山本さんに締め切りや校正等ですいぶん迷惑をかけてしまった。改めて、感謝を述べたい。

〔資料8〕

2020年度に中国帰国・外国人・帰国生徒特別入試制度がある大学<sup>35</sup>

兵庫県在日外国人教育研究協議会サポーター（関西学院大学非常勤講師） 辻本久夫

難民2世や、小学校以降に日本の学校に編入した外国人生徒は、12年間の教育修了（見込み）があれば、大学の一般入試やAO入試などを受験できます（一部では11年でも可）。そのほかに「中国帰国」「渡日外国人」「海外帰国」の生徒を対象にした特別入学試験を行う大学も増えています。以下の情報は、各大学のHPや電話で問い合わせた集めた情報です（一部未発表、記載漏れ大学もあるかもしれません）。  
**出願資格に外国での在籍証明書のほか、英語能力や日本語能力試験<sup>\*</sup>、日本留学生試験<sup>\*</sup>**などの受験結果が必要の大学もあります。また「インターネット出願のみ」の大学も増加しています。なお、「帰国生入試」では「家族滞在」の在留資格を持つ生徒の受験を認めていませんのでご注意ください。また、学校推薦・公募推薦入試は別途確認ください。詳細は電話等で各大学にご確認ください。なお、出願資格で外国の高校卒業（見込）、バカロレア、アビトゥア資格等を求める大学の掲載は省いています。（2019年6月16日現在）

2019年度	第1回試験	郵送申込期間	第2回	郵送申込期間
日本語能力試験(JLPT)	7月7日	4月上旬～同下旬	12月1日	9月上旬～同下旬
日本留学生試験(EJU)	6月16日	2月12日～3月8日	11月10日	7月1日～7月26日

1. 中国帰国生徒の特別入試をする大学

◎国公立大学(各大学若干名)

室蘭工業大学(工学部)・小樽商科大学(商学部)・前橋工科大学・首都大学東京(各学部)・神奈川県立保健福祉大学(各学部)・福井県立大学(各学部)・山梨県立大学(国際政策学部・人間福祉学部)・名城大学

◎関西の私立大学(各大学若干名)

龍谷大学・大阪女学院大学・大阪国際大学・甲子園大学・甲南女子大学・流通科学大学

\*出願資格の日本の学校への編入学年の確認が必要

2. 難民認定生徒の特別入試をする大学

関西学院大学(全学部で最大3人)・青山学院大学(同1人)・明治大学(6学部最大2人)・津田塾大学(全学部で最大1人)・創価大学(同1人)・上智大学(同1人)・聖心女子大学(同1人)・明治学院大学(同1人)・関西大学(同1人)・広島市立大学(2学部最大1人)・早稲田大学大学院(2研究科若干)

\*設置年度が早い大学順に表記

\*出願資格：条約難民・インドシナ難民(2世含む)・補完的保護を受けている難民で、日本での在留資格のある者、日本語能力N1または国連英検準1級程度を有する者。かつ国連高等弁務官(UNHCR)駐日事務所の推薦を受け12年の課程を修了(見込)の者。UNHCR駐日事務所 ☎03-3499-2075

3. 外国人生徒を特別入試する大学

◎国公立大学(外国の学校の在籍期間を要確認)

宇都宮大学(国際学部) ☎028-649-5112

出願要件：①在留外国人(永住、日本人・永住者の配偶者等、定住者)で、②日本語能力試験N1取得と③英検準2級以上か、TOEICスコア450点以上を取得、④日本の小学校4年生以上に編入した者、または日本での就学歴が9年以内  
 入試課 ☎028-649-5112

選抜：出願書類、小論文(800字程度)、面接

出願：昨年11/29～12/1、試験1/24、発表2/3

◎関西の私立大学(外国の学校在籍期間を要確認)

佛教大学(各学部) ☎075-491-2141

外国での教育期間が継続4年以上、通算6年以上  
 出願9/30-10/4 試験10/20 発表10/30

大阪女学院大学 ☎06-6761-9371

日本の小学校4年生以上に編入

昨年：出願10/23-10/29 試験11/4 発表11/9

東大阪大学 ☎06-6782-2884

満18歳以上で、外国で教育を受け、帰国後入学した人

I期出願10/11-10/25 試験11/3 発表11/8

大阪国際大学 ☎06-6907-4310

外国での教育期間が継続3年以上、通算6年以上

1期出願11/5-11/15 試験11/23 発表11/30

帝塚山大学(各学部) ☎07442-41-4303

国内の小学校4年以上に編入

前期出願11/1-11/13 試験12/7 発表12/13

35 辻本久夫 (2019) 兵庫県在日外国人教育研究協議会発行『ともに』第126号(2019年7月)

4. 帰国生で日本の高校を卒業・見込者を特別入試する大学(外国での在籍期間を要確認)

4-1 高校3年以降に編入した生徒対象

◎国公立大学

金沢大学・滋賀大学・大阪大学・山口大学・神奈川県立保健福祉大学・福井県立大学・山梨県立大学・島根県立大・学宮城大学\*・前橋工科大学\*

\*は、日本国籍者のみを対象、他は、日本国籍と外国籍(永住権、または一部「準ずる」人も対象)

◎関西の私立大学

京都文教大学・同志社女子大学・甲南大学(帰国1年以内)、甲南女子大学・神戸海星学院大学(1年未満)

4-2 高校2年以降に編入した生徒対象

◎国公立大学(外国の学校の在籍期間を要確認)

東京学芸大学・東京農工大学・広島大学・長崎大学・神戸市外国語大学(帰国2年以上)、釧路公立大学・高崎経済大学・首都大学東京・横浜市立大学・長崎県立大学・宮崎公立大学(2年未満)  
【日本国籍と永住する在留資格を有する者】

◎関西の私立大学(外国の学校の在籍期間を要確認)

成安造形大学\*・京都造形芸術大学・平安女学院大学・大阪樟蔭女子大学・大手前大学・関西学院大学(国際、総政)・神戸女学院大学・関西国際大学(2年以内)、大阪成蹊大学\*・京都ノートルダム女子大学・大阪電気通信大学・神戸学院大学・神戸芸術工科大学・摂南大学\*(2年未満)・神戸松蔭女子学院大学・姫路独協大学(1.5年以内)、梅花女子大学(1.5年未満) \*は日本国籍のみ

5 外国人留学入試で受験できる大学(外国籍)

関西学院大学(各学部) ☎0798-51-0952

日本の小中高校の在籍期間が4年以内

EJU受検済みで日語260点以上、記述30点以上

立命館大学(各学部) ☎075-465-8351

日本の小中高校の在籍期間が3年以内

EJU受検済み\*立命館と関学は日本国籍ダブルも可

東大阪大学 ☎06-6782-2884

日本の小中高校の在籍期間が3年以内、日語試験N2合格またはEJU日本語200点以上

4-3 高校1年以降に入学・編入した生徒対象

◎国公立大学(外国の学校の在籍期間を要確認)

東京海洋大学(要留学経験/外国語検定)

◎関西の私立大学

大阪経済法科大学・大阪産業大学・阪南大学・追手門学院大学・天理大学・帝塚山大学(帰国3年以内)、関西外国語大学(2.5年以内)

4-4 学年制限がない大学

◎国公立大学(外国の学校の在籍期間を要確認)

なし

◎関西の私立大学

外国の学校で1年以上在籍した者

華頂大学 ☎075-551-1211

園田学園女子大学 ☎06-6429-9903

外国の学校で継続4年以上か通算6年以上

京都外国語大学 ☎075-322-6035

関西大学(総合情報)☎06-6368-1121

羽衣国際大学 ☎072-265-7200

外国の小学校～高校で通算6年以上

流通科学大学\*☎078-794-3555

関西大学(総合情報)☎06-6368-1121

外国の初等・中等教育で通算6年以内

関西学院大学(国際・総合)☎0798-54-6135

TOEFLiBT(英語圏出身)68点以上、(ほか)61点以上

外国の中学高校(中等)で継続2～4年以上

2年 流通科学大学\*☎078-794-3555

2年 京都産業大学 ☎075-705-1437

日本留学生試験(EJU)を事前受検

2年 甲南大学(文・70) ☎078-435-2319

2年 関西学院大学(経済他)☎0798-54-6135

TOEFLiBT68点以上(経・商)

3年 甲南大学(理工他学部)☎078-435-2319

TOEFLiBT61点以上

3年 龍谷大学(各学部) ☎075-645-7887

4年 関西学院大学(国際・総合)☎0798-54-6135

TOEFLiBT(英語圏出身)68点以上(ほか)61点以上

\*は、日本国籍のみである